

改葬許可について

「改葬」とは、墓地等に埋葬又は納骨された遺骨を、他の墓地等に移すことをいいます。
沼津市内に埋葬又は納骨されている遺骨を市内又は市外に改葬する場合は、沼津市での許可が必要です。 *手続きは無料です。

手続きの流れ

1. 改葬許可申請書に必要事項を記入する

申請者は、原則として現在墓地の使用者です。それ以外の方が申請する場合は、下記担当までお問い合わせください。

遺骨が2体以上にわたるときは、「改葬許可申請書2」も記入し、申請書の1枚目と2枚目をホチキス留めし、ページを開いたところに割り印を押してください。

2. 改葬先墓地管理者の承認印をもらう

改葬先の墓地等の管理者から、改葬許可申請書の【改葬先墓地・納骨堂管理者承認欄】に住所氏名の記入と承認印をいただく。

遺骨が2体以上にわたるときは、申請書の1枚目と2枚目の綴じ目に割り印をいただく。

3. 現在墓地管理者の証明印をもらう

現在遺骨が埋葬（納骨）されている沼津の墓地（納骨堂）の管理者から、改葬許可申請書の【現在墓地・納骨堂管理者証明欄】に住所氏名の記入と証明印をいただく。

遺骨が2体以上にわたるときは、申請書の1枚目と2枚目の綴じ目に割り印をいただく。

4. 改葬許可を受ける

沼津市市民課に改葬許可申請書を提出し、改葬許可証の交付を受けます。

やむなく、郵送で許可申請を行うときは、返送先の住所と氏名を書き切手を貼付した返信用封筒を同封してください。申請書には昼間連絡のできる電話番号を明記してください。申請書に問題がある場合には返送することがありますので、十分な期間を見てご申請下さい。

5. 改葬元の墓地等から遺骨を取り出す

現在の墓地等の管理者に改葬許可書を提示して、遺骨を取り出します。

6. 改葬先の墓地等に遺骨を埋葬する

改葬先墓地の管理者に改葬許可書を提出して、遺骨を埋蔵します。

改葬許可書は、改葬先の墓地管理者が保管します。

※ 無縁墓地等からの改葬には特別に必要な手続きがありますのでお問合せ下さい。